

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人松山大学の活動指針

2021年5月31日現在

警戒レベル	判断基準		授業 (講義・演習・実習等)	学生の課外活動	学生の入構 (窓口対応)	事務体制
	学外の状況	学内の状況				
4 (レッド)	愛媛県が特定警戒都道府県に指定される、あるいは大学に対して休業が要請される場合	学内で多数の感染者が発生し、本学の活動を継続する上で深刻な状況であると判断できる場合	原則、オンライン授業とする。ただし、やむを得ない場合に限り、対面授業を実施する。	原則、すべての活動を禁止する。ただし、オンライン活動は可とする。	・入構を原則禁止する。 ・窓口は閉鎖し、メール又は電話等での対応のみとする。	原則、在宅勤務とする。ただし、大学運営上、必要最小限の人員の出勤を認める。
3 (オレンジ)	愛媛県内の新規感染者数が増加傾向にあり、経路不明の感染クラスターが複数確認される場合	学内で感染者が発生し、本学の活動を継続する上で注意を要すると判断できる場合	原則、オンライン授業とする。ただし、やむを得ない場合又は一部の許可された授業に限り、対面授業を実施する。	原則、すべての活動を禁止する。ただし、オンライン活動は可とする。	・原則、入構を禁止する。ただし、事前に許可を得ている場合は入構を認める。 ・原則、窓口は閉鎖し、メールや電話等で主に対応する。	可能な限り在宅勤務とする。
2 (イエロー)	愛媛県内の新規感染者数が増加傾向にある場合	本学の学生や教職員に感染者が発生するものの、本学の活動に影響ないと判断できる場合	原則、対面授業とする。ただし、オンライン授業が望ましいと認められる場合は、オンライン授業とする。	感染拡大防止に留意した上で、原則、学内で限定的に活動を認める。ただし大会等への参加は除く。	・施設の一部利用を制限し、感染拡大防止に留意して入構を認める。 ・窓口は開設時間を短縮し、メールや電話等を積極的に活用する。	・感染拡大防止に留意して、業務を遂行する。 ・在宅勤務と時差勤務を推奨する。
1 (ライトイエロー)	愛媛県内の新規感染者が一定程度に抑えられている場合	本学の学生や教職員に感染者が発生していない、ないしは感染者が発生するものの学内の活動に影響ないと判断できる場合	原則、対面授業とする。ただし、オンライン授業が望ましいと認められる場合はオンライン授業とする。	感染拡大防止に留意し、学内及び学外の活動について限定的に認める。	・感染拡大防止に留意して入構を認める。 ・窓口は通常通りとする。	感染拡大防止に留意して、業務を遂行する。
0 (クリア)	平常時	平常時	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

- ・警戒レベルの設定及び対応する措置については、自治体の対応並びに学外及び学内の状況を総合的に勘案し、本法人の危機対策本部が決定する。
- ・警戒レベルの設定及び変更は、できる限り速やかに大学のホームページ、学内ポータル等を通じて知らせる。
- ・この活動指針は、今後の状況に応じて変更することがある。